

No. 45 1993. 2. 25

コンピュータ・プログラムのファイルの構造を保護した判決

- Computermax v. UCR -

	頁
1. はじめに	1
2. 事実関係	2
3. 裁判所の判断	3
4. コメント	5

1. はじめに

米国ジョージア州中部地区連邦地方裁判所は、1992年9月25日、コンピュータ・プログラムのファイル構造、処理コード、スクリーン、レポートは保護可能なノンリテラルな要素であるとして、これらの要素をコピーし、コード・ジェネレータを使って同一機能のプログラムを開発（従って、生成されたコンピュータ・プログラムはソース・コードもオブジェクト・コードも元のコンピュータ・プログラムと異なる。）し、流通させた企業に対して著作権侵害を認めた。

この判決ではコンピュータ・プログラムにおけるファイルの構造の保護に関する議論がなされているが、従来この点に絞った議論はあまり見あたらないため紹介しておく価値のあるものと考えられる。（但しウェラン判決ではファイル構造の類似性が検討されている。また日本ではアイシーエム他対メッツ事件があるSLN35号参照。英国でもインタフェース・ファイルにおけるデータ部のフィールド及びレコード仕様の複製について著作権侵害に否定的見解を示したものに1991年6月25日のTIPS対DAMAN事件がある。）

裁判所は、結論を出すに当たって、コンピュータ・アソシエイツ対アルタイ事件（SLN38号参照）で第2巡回区控訴裁判所によって提示された実質的類似性のテスト（抽象化、濾過、比較）を採用し、ウェラン判決の分析を拒否した。

2. 事実関係

原告コンピュータマックスは、RMAXというコンピュータ・ソフトウェア（家具と電気製品をレンタルする会社の商品目録、レンタル契約、財務情報を管理するもの）を開発し、ライセンスしていた。RMAXは、個々のレンタル店の所在地での運用を管理するリモート・ストア・システムと遠隔店の活動を監視するホスト・システムから構成されていた。

被告UCRは、1987年9月28日RMAXのライセンスを受けた。コンピュータマックスは続いてコミュニケーションの問題を改善しプログラムを改良するというUCRの要望に応じ、ソース・コードを提供した。ライセンス契約ではトータル店の数が増えた場合に付加料金を支払うことになっていたが、UCRの店は急激に増えていき付加料金の支払の負担が大きくなったため、UCRはコンピュータマックスとサイトライセンス契約の交渉を開始した。付加料金の負担、メンテナンス、コンピュータマックスに修正を行わせることの困難さ等を考慮し、UCRは、RMAXと同じ機能を遂行し、同じ能力を示し、同じレポートを作成するソフトウェア（UCRシステム）を自家開発することにした。

UCRは、1989年12月「SB+」というコード・ジェネレータ（それほど創作的あるいは知的な努力を要せず、洗練されたコンピュータ・プログラムのコーディングができる。）のライセンス契約を結び、これを使い開発を行った。これによれば、プログラムで表示したい画面、データ・フィールド、レポート、ファイルを示すことにより、プログラム及びドキュメンテーションを作ることができる。これによる開発はほとんどがシステム的设计であり、コーディングはほとんどない。

UCRシステムにおいてはファイルの後ろにデータ・エレメントをつけ加えることはあったが、RMAXと同じレイアウト、命名規約を使い、主たるRMAXのファイルの構造、スクリーン、レポートをコピーし、ほとんど同一であった。

ファイル・レイアウト、ファイル名、処理コード、スクリーン、レポートによって証明されるように両システムのデザインは実質的に類似しているし、いくつかの例では同一であった。共通のフィールドの定義が著しく類似している。データ・エレメントは同一の順序で、ほとんどの例では長さも同一であった。RMAXの順序はアルファベット順やその他システムティックなものではなかったため、UCRシステムがRMAXと同一の順序になる理由はなかった。RMAXのレンタル契約ファイルには支払遅延フィールドがあり、遅延1、遅延2、遅延3は第18、第19、第20番目のフィールドに入っていたが、遅延4、遅延5は後に付加されたものであるため第43、第44番目のフィールドに入っていた。UCRシステムでは初めから開発していればこのような順番にする理由がないのに、5つのフィールドを一緒に配置するのではなくRMAXと同じにしていた。同様なことは在庫マスター・ファイル、顧客マスター・ファイル、商品コード・ファイルについてもあった。スクリーン、レポートのデータ要素についても同様であった。その上処理コードが非常に似ていた。RMAXの「CN」は“New Customer”の処理で、本来であれば「NC」とすべきものであったが、逆にしていたところ、UCRシステムでも同じであった。（処理コード「CO」、「SC」は処理の頭文字を取ったものではないにも関わらずUCRシステムと

同一となるのもコピーの証拠と見れる。UCRがRMAXリモート・ストア・システムで一度も使用しなかったのに、UCRシステムもhit listをもっていたことはコピーの証拠である。）

コンピュータマックスの社長がライセンス契約に基づく監査により初めてUCRシステムの存在を知り、RMAXと比べてみたところ、ファイルは実質的に類似しており、多くの点で同一であるとの結論を得た。そこでコンピュータマックスは、UCR等に対し著作権侵害、トレードシークレットの不正使用及び契約違反で訴えた。

3. 裁判所の判断

3. 1 著作権侵害についての判断

UCRは、コンピュータマックスがRMAXの著作権者であること、アクセスの点は争っていない。コンピュータマックスはコピーの直接の証拠を提示しているので、UCRのコピーした部分に著作権性があればコンピュータマックスが勝訴する。

本件において争点となるノンリテラルな要素がアイデアか表現かを決定しなければならない。実用的著作物の目的、機能はその著作物のアイデアであって、その目的または機能に必要なもの全ては、アイデアの表現の一部になろうというウェラン判決（SLN1号参照）のテストは、概念的に広すぎるし、記述的にも不適當である。また開発者に対するインセンティブ論は「額に汗」論を明らかに表現したものであるが、これは連邦最高裁のファイト判決（SLN26号参照）で断固として拒否されている。

裁判所は、コンピュータマックスが主張するウェラン判決のテストではなく、UCRが主張するコンピュータ・アソシエイツ判決（SLN38号参照）のテストを採用する。コンピュータマックスは、コンピュータ・アソシエイツ地裁がそのテストを確立するにあたり、多数の判例のいずれにも依拠せず、裁判所が指名した専門家の考え方に依拠したと主張するが、コンピュータ・アソシエイツ判決のテストは著作権法の伝統的概念によく根ざしているし、コンピュータ・プログラムのユニークな性質も考慮にいれている。またコンピュータマックスはこのテストではコンピュータ・プログラムの保護がほとんどなくなると言うが、コンピュータマックスが援用する判決（ロータス対ペーパーバック事件、マニュファクチャラーズ・テクノロジー対キャムス事件）は本質的にはこのテストを使って侵害を認めている。

3. 2 コンピュータ・アソシエイツ判決のテストの適用

(1) 抽象化テスト—原告はファイル構造、処理コード、スクリーン、レポートから構成されるコンピュータ・プログラムの設計が侵害されたと主張する。ソース・コードは異なるのでRMAXシステムの設計の要素の分析に入る。

(2) 濾過—UCRは、似ているのはそれぞれのファイル名とフィールド名の順番だけであり、またRMAXのファイル構造は市場の影響により制約されていたと主張した。

しかし裁判所は次のように判断した。RMAXシステムに利用されている並べ方はアルファベット順でもその他システムティックなものでないし、またいずれの点においても機能的に意味

あるものではない。コンピュータマックスの社長の証言によると、レンタル会社を他のプログラムからRMAXへ変更（リプレイス）させたときには、データの移行のためコンバータ・プログラムを書かなければならなかったのであり、このことは、他のプログラムがRMAXと異なるファイル・フォーマットを持っていることを意味する。

このようにフィールド定義の並べ方は産業によって制約されていない。UCRで開発に従事した二人も、RMAXリモート・ストア・システム・ファイルからUCRシステムにファイルのデータを移行することによってファイル構造を設計したと証言している。

その上コンピュータマックスの専門家証人は、フィールド定義の順序はRMAXホスト・システムと相互作用するために特定の並びである必要はなかったと証言した。このように、証拠によると、コンピュータマックスは、ファイル構造を無数の可能な選択肢の中から設計したと認められる。

次に裁判所は、コンピュータマックスのファイル構造はブランク・フォーマットにすぎないという被告の主張もしりぞけた。情報を伝達しないあるいはオリジナルな絵のような表現を含まないブランク・フォーマットには著作物性がないが、ユーザによって入力された情報を収集し、組織化するファイル構造は保護に値するのに充分情報を伝達するものである。従って、ファイル・フォーマットは表現でありアイデアではない。

スクリーン、レポートについても同じ分析が適用でき、これらにおけるフィールド定義の順序は産業により制約されてはいなかった。スクリーンとレポートも保護される表現を表している。

処理コードのアイデアはある特定の処理の実行への近道の省略表現であり、プログラム設計の主要な部分で、どんなものでもよく、特定のシステムに独自のものである。RMAXシステムの処理コードに慣れているから変更する意味がないというのは処理コードの著作物性を否定する外的要因ではない。従って、処理コードも保護される。

- (3) 比較—明らかに被告は、RMAXリモート・ストア・システムのファイル・フォーマットとスクリーン、レポート、処理コードの順序 (Sequence)、構造 (Structure)、構成 (Organization) をコピーした。被告は、RMAXリモート・システムに出てこないたくさんのデータ・フィールドがあり実質的に類似していないと言うが、原告が派生的著作物を作成する排他的権利を持っているのでこれを侵害することになる。従って、UCRは、原告の著作権を侵害した。

3. 3 著作権法第117条の抗弁

裁判所はUCRの117条の抗弁をしりぞけた。

<SOFTIC注=米国著作権法第117条（排他的権利の制限—コンピュータ・プログラム）>

第106条の規定に関わらず、コンピュータ・プログラムの複製物の所有者がそのコンピュータ・プログラムの複製物若しくは翻案物の一部作成し、又はそのような作成を許諾することは、侵害にならない。ただし、下記を条件とする。

(1)かかる新しい複製物又は翻案物が、機械に関連するコンピュータ・プログラムの利用におけ

る必須の手順として創作され、かつ、その他いかなる方法によっても使用されないこと。又は、

(2)かかる新しい複製物又は翻案物が、記録保存のみを目的とするものであり、かつ、そのコンピュータ・プログラムの占有を継続することが適法でなくなった場合には一切の記録保存用複製物が破棄されること。

本条の規定に従って作成された原物と同じ複製物は、プログラムに関する一切の権利の貸与、販売その他の移転の一部としてのみ、かかる複製物が作成された元の複製物とともに貸与し、販売し、その他移転することができる。同様に作成された翻案物は、著作権者の許諾を得た場合に限り、移転することができる。

第一に、被告はRMAXリモート・ストア・システムの複製物の所有者ではなく、単にコンピュータマックスからリースを受けて所持していただけであった。第二に、UCRの開発者の間でUCRシステムを市場に出すことが話されており証拠上システムを社内に止めておく意図はほとんど認められない。第三に、被告のCEOはRMAXシステムを使う権利を債権者に移転しており、彼のシステムの使用する権利は終了しているし、全ての翻案物は破棄されるべきであった。最後に、移転は著作権者の許諾を要するところコンピュータマックスは移転の許諾をしていない。従って、UCRは117条の適用を受けない。

3. 4 トレードシークレットとPreemption

裁判所は、コンピュータマックスのトレードシークレット不正使用の請求は著作権法によって優先適用 (preemption) されないと判断した。著作権法301条は106条による排他的な権利を侵害するであろう行為と同じ行為によって侵害となる州法下の権利に優先して適用される。しかし州法の権利は、それが単なる複製行為のようなものを超える行為を要件とする場合は、106条において制定された権利に等しくないと裁判所は考える。コンピュータマックスはUCRに対して無許諾のRMAXリモート・ストア・システムの複製及びそのライセンス行為、第三者へのUCRシステムを使ったRMAXシステムへのアクセスの提供、そしてUCRシステムの他の者への移転について責任を追求した。著作権侵害の請求とは異なりそれらの行為は秘密保持義務の違反という付加的要素を包含している。これにより前記の行為をして著作権侵害とは異なるものになさしめる。不正使用は故意であり、コンピュータマックスはそれ故懲罰的賠償を請求する資格がある。

またUCRは5つの点についてライセンス契約違反をしており、この違反の結果となる全ての損害賠償の責任を負っている。

裁判所はコンピュータマックスに永久的差し止め命令を与えたが準備書面の提出及び口頭弁論まで損害賠償額及び弁護士費用の決定を延期した。

4. コメント

ウェラン判決を排斥し、ファイト判決、CA判決に従って論旨を進めているように見えるが、端

的に結論を見るとUCRがコピーしたファイル構造、スクリーン、レポート、処理コードのSSOを著作権の保護範囲に入るとして保護した。

これらのSSOというノンリテラル要素が著作権で保護に値する著作物であるという結論を出すにあたって、いわゆるCAテストの第一段階となる抽象化テストの検討はほとんど行われていない。しかし、コンピュータ・プログラムの設計そのものが著作物と主張されていない限りすなわちRMAXシステムのコンピュータ・プログラム自体の著作権侵害が問題となっている限り、TIPS事件でも議論されたようにコンピュータ・プログラムにおけるデータ部の仕様というものがアイデアなのか表現なのか見るために、RMAXシステムについて具体的なコードから抽象化していく作業が必要ではなかつたらうか。また仮に設計自体を著作物と主張する場合でも具体的に存在する設計（書）の抽象化というものを行うべきであつたらう。濾過のテストでは、産業による制約はないしフィールドの順序やコード名に他に選択可能性があり同じにする必然性がないとしている。確かにこれはデータ部の仕様の複製や類似性を認定するには役にたつ。またファイル構造の仕様は多様な選択が可能であることを認定することには役立つ。しかしある分野のアイデアが多様でありその中から一つを選択したということとそのような選択によりアイデアが表現に変わることは別のことであらう。本判決では果たして複製された部分がアイデアなのか、表現なのかについては抽象化の検討がほとんどなされていないため説得力に欠ける印象を持つ。すなわち類似していた部分は創作性のある表現なのか、創作性があるアイデアにすぎないのか、創作性もないアイデアであるのかである。選択可能性だけで創作性も表現であるということもを認定するようにも見えるがそれで充分なのであらうか。表現かアイデアかは程度問題であり、アドホックに決定して行かなければならないのなら抽象化の検討をもう少し詳細に行うべきであつたらう。（なお本件では、トレードシークレットの不正使用及び契約違反について原告の主張が認められているため、ファイルの構造が著作権の保護範囲かどうかは判決の行方には直接影響しない。）

本件では当初からデータ仕様、構造というプログラムから見ると上位のレベルのものを模倣しようとしたものであるがデータ仕様、構造というもの例えばデータ・フィールドの定義の並び方は一種のルールでありこれを模倣しても著作権侵害にならないという考え方もあらう。また、データ・フォーマットの異なるプログラムを接続しデータのやりとりを行う際には、データ・フォーマットを変換するプログラムを作成することになるが、このときデータ・フォーマットを模倣するのは外的制約によるとすることができるのであらうか。TIPS事件ではまさにここが争点になった。本件でもデータ移行のためのコンバージョン・プログラムの作成なら当然行い得るという前提を取っている。

また、ファイル構造はユーザがデータをいれる枠組みとも見れるが、本件判決におけるブランクフォーマットと異なり情報の伝達があると言う結論に至る議論もいま一つ物足りない印象を持つ。

ほかにプログラムのデータ部（ファイルの構造も含め）をどのように保護して行くのかという問題がある。本件の原告のようにプログラムの著作物の一部として行う方法以外に外編集著作物（わが国ならデータベースの著作物）として保護する方法がある。またこれに関連してプログラムの著作物性や保護範囲についてプログラムの指令とデータ、ファイルの関係をどのようにみたらいいかという問

題もある。

(了)